

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(茨城県指定 第0872000856号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

令和 年 月 日

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

目 次

1. 施設経営法人.....	1
2. ご利用施設.....	1
3. 居室の概要.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）.....	9
7. 残置物引取人.....	10
8. 苦情の受付について.....	10
9. 非常災害対策について.....	11
10. 事故発生時の対応について.....	11
11. 秘密保持、12. 個人情報の保護、13. 虐待防止のための措置 14. 身体拘束廃止につ いて 15. 第三者評価について	

1.

- (1) 法人名 社会福祉法人 二希会
- (2) 法人所在地 茨城県つくば市上横場字中台429番地1
- (3) 電話番号 029-839-3131
- (4) 代表者氏名 理事長 前島 純子
- (5) 設立年月 平成14年8月22日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成15年10月1日指定 茨城県第0872000856号
- (2) 施設の目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自ら生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム アイリスコート
- (4) 施設の所在地 茨城県つくば市上横場字中台429番地1
- (5) 電話番号 029-839-3131
- (6) 施設長(管理者) 前島 純子
- (7) 当施設の運営方針 老人福祉法及び関係法令に基づき、利用者の心身の状況に対応した適切な処遇と必要な指導訓練を行い、健康で明るく生きがいのある生活を営むことができるよう利用者の処遇に万全を期すものとする。
- (8) 開設年月 平成15年10月1日
- (9) 入所定員 90名

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	16室	
2人部屋	1室	
4人部屋	28室	
合計	45室	
食堂	4室	
機能訓練室	3室	[主な設置機器] ・平行棒・エアレックスマット・ロープ輪投げ・テッキ輪投げ
浴室	4室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

<居室に関する特記事項>

- ・トイレの設置 ①個室：専用、②2人及び4人部屋：共用

(2) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

当施設では、該当施設・設備はありません。今後、設備等の改良・改善があればその時点で相談いたします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	指定基準
施設長(管理者)	1名

介護職員	35名
介護支援専門員	1名
生活相談員（介護支援専門員兼務）	1名
看護職員	5名
機能訓練指導員（看護職員兼務）	2名
医師	1名
管理栄養士	1名

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師	毎週月、金曜日 19:00～21:00

2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早番： 7:00～16:00	3名
	日勤： 8:00～17:00	3名
	遅番： 11:00～20:00	3名
	超遅： 13:00～22:00	3名
	夜勤： 22:00～ 7:00	3名

3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員	
	早番： 7:00～16:00	1名
	日勤： 8:00～17:00	1名
	遅番： 10:00～19:00	1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。（食事時間）

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と居宅と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用費金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

尚、平成30年度介護保険制度改正により8月から、一定以上の所得者の利用者の方には負担割合が2割及び3割負担になります。(詳細については、市役所にお尋ねください)

(個室利用) 1日当たり (令和6年6月1日～)

ご契約者の要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金基本	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. 栄養マネジメント加算	110円				
3. 日常生活継続支援加算	360円				
4. 看護体制加算I2	40円				
5. 個別機能訓練加算I	120円				
6. 小計(1+2+3+4+5)	6,520円	7,220円	7,950円	8,650円	9,340円
7. 地域区分適用後の概算 地域単価1単位: 10.45円	6,813円	7,545円	8,308円	9,039円	9,760円

8 福祉施設処遇改善加算 I (概算) 14%	95 円	106 円	116 円	127 円	137 円
9..小計	6,908 円	7,651 円	8,424 円	9,166 円	9,897 円
10. うち、介護保険から給 付される概算金額	6,217 円 5,526 円 4,836 円	6,885 円 6,120 円 5,356 円	7,582 円 6,740 円 5,897 円	8,249 円 7,333 円 6,462 円	8,907 円 7,918 円 6,928 円

11. サービス利用に係る自 己負担概算額 (9-10)	691 円 1,382 円 2,073 円	765 円 1,530 円 2,295 円	842 円 1,684 円 2,526 円	917 円 1,834 円 2,751 円	989 円 1,978 円 2,967 円
12. 居室に係る自己負担額	1,231 円				
13. 食事に係る自己負担額	1,445 円				
14. 自己負担概算額合計	3,367 円 4,058 円 4,749 円	3,441 円 4,206 円 4,901 円	3,518 円 4,360 円 5,202 円	3,593 円 4,510 円 5,427 円	3,665 円 4,654 円 5,643 円

(上段：1割負担、中段：2割負担 下段：3割負担)

(多床室利用) 1日当たり (令和6年6月1日～)

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金基本	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
2. 栄養マネジメント加算	110 円				
3. 日常生活継続支援加算	360 円				
4. 看護体制加算 I 2	40 円				
5. 個別機能訓練加算 I	120 円				
6.小計 (1+2+3+4+5)	6,520 円	7,220 円	7,950 円	8,650 円	9,340 円
7. 地域区分適用後の概算 地域単価 1 単位：10.45 円	6,813 円	7,545 円	8308 円	9,039 円	9,760 円
8 福祉施設処遇改善加算 I 概算 14%	95 円	106 円	116 円	127 円	137 円
9. 小計	6,908 円	7,651 円	8,424 円	9,166 円	9,897 円
10. うち、介護保険から給付 される概算金額	6,217 円 5,526 円 4,836 円	6,885 円 6,120 円 5,356 円	7,582 円 6,740 円 5,897 円	8,249 円 7,333 円 6,462 円	8,907 円 7,918 円 6,928 円

11. サービス利用に係る自己負担概算額 (9-10)	691 円 1,382 円 2,073 円	765 円 1,530 円 2,295 円	842 円 1,684 円 2,526 円	917 円 1,834 円 2,751 円	989 円 1,978 円 2,967 円
12. 居室に係る自己負担額	915 円				
13. 食事に係る自己負担額	1,445 円				
14. 自己負担概算額合計	3,051 円 3,742 円 4,433 円	3,125 円 3,890 円 4,655 円	3,202 円 4,044 円 4,886 円	3,277 円 4,194 円 5,111 円	3,349 円 4,338 円 5,327 円

(上段：1割負担、中段：2割負担 下段：3割負担)

☆居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。(附属文書参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆新規入所時には、初期加算として1日当たり約30円で入所した日から30日間ご負担となります。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、加算として約246円(6日を限度)、居室料として1,171円(個室利用)・855円(多床室利用)です。(契約書第18条、第21条参照)但し、居室料については、負担限度額認定を受けている場合に限り6日間を限度に負担限度額とします。

☆医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合1日あたり約18円のご負担となります。

☆看取り介護体制の中、死亡日以前31日以上45日以下看取り介護を行った場合には、1日あたり約72円のご負担となります。

☆看取り介護体制の中、死亡日以前4日以上30日以下看取り介護を行った場合は、1日あたり約144円のご負担となります。

☆看取り介護体制の中、死亡日の前日及び前々日看取り介護を行った場合には、1日あたり約680円のご負担となります。

☆看取り介護体制の中、死亡日に看取り介護を行った場合には、約1,280円のご負担となります。

2) (1) 以外のサービス (契約書第4条、第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①特別な食事 (酒類を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

月に1回、理容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり2,200円

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○ 利用料金：1ヵ月当たり 5,500円（管理費）

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

i) 主なレクリエーション行事予定

	行事とその内容（例）	備考
1月	1日ーお正月 ・おせち料理をいただき、新年をお祝いします。	
2月	3日ー節分 ・施設内で豆まきを行います。	
3月	3日ーひなまつり ・おひなさま飾りをつくり、飾り付けを行います。	
4月	上旬ーお花見 ・施設の近辺でお花見を行います。	

ii) クラブ（趣味）活動

ボール遊び、輪投げ、書道、貼り絵、その他

なお、個人の申出により行われる華道や茶道等については、材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦日常生活品または日常生活品以外の物品等

ご契約者またはご家族と話し合い、実費をいただく場合があります。

⑧電気料金

基本の設置以外の電気を使用する場合は、電気料金を別途いただきます。

⑨郵送料

ご契約者ご家族に対するご案内等の郵送料。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに下記の口座へお振込みください。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

☆常陽銀行 谷田部支店 普通預金 1603287
社会福祉法人 二希会 理事長 前島 純子

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①当施設担当医

医療機関の名称	しほう医院 遠藤 拓男
所在地	茨城県土浦市宍塚 1945-1

②協力医療機関

医療機関の名称	財団法人筑波学園病院
所在地	茨城県つくば市上横場 2573-1
診療科	内科、消化器科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科 他

医療機関の名称	筑波記念病院
所在地	茨城県つくば市要 1187-299
診療科	内科、消化器科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科 他

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	西川歯科医院
所在地	茨城県つくば市大角豆 1698

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、15条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

*** 契約者が病院等に入院された場合の対応について * (契約書第 18 条参照)**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3 ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

(3) 円滑な退所のための援助 (契約書第 17 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人 (契約書第 20 条参照)

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について (契約書第 22 条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

（職名）介護支援専門員 （氏名） 渡邊 知行

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

※上記以外でも、随時受付をいたします。また、苦情受付箱を本施設内の事務室前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

つくば市役所 高齢福祉課	所在地 電話番号 FAX	つくば市研究学園一丁目1番地1 029-883-1111 029-868-7543
茨城県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX	水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館内 029-301-1550 029-301-1575
茨城県社会福祉協議会	所在地 電話番号 FAX	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階 029-241-1133 029-241-1434

9. 非常災害対策について

当施設は、防災計画に基づき、定期的に防災設備の点検及び、通報、消火、避難、誘導、救出、救護その他必要な訓練を行い、災害の予防、防止及び人命の安全を図ります。

10. 事故発生時の対応について

（1）ご利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族および、自治体へ連絡するとともに、必要な措置を講じ、記録します。

○事故発生の場合（つくば市に連絡）

つくば市高齢福祉課 TEL029-883-1111

○重大な事故等発生の場合（つくば市に連絡）

つくば市高齢福祉課 TEL029-883-1111

併せて茨城県長寿福祉課施設指導担当者に連絡

TEL029-301-3159

（2）事故防止のため、委員会において転倒、転落、誤飲、誤嚥、無断離脱などについて、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じます。

（3）ご利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害保険加入会社に相談の上、適正に対応致します。但しご利用者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

ません。

11. 秘密保持

- ①当施設は、業務上知り得たご利用者または、そのご家族の秘密を厳守いたします。
- ②当施設は、介護支援専門員、生活相談員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者又は、その家族の秘密が漏れることのないように、管理徹底致します。
- ③当施設は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者又は、そのご家族から同意を頂きます。

12. 個人情報の保護

- ①ご利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ②個人情報の取り扱いに関するご利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づきかつ迅速に対応するものとします。

13. 虐待防止のための措置

- ①虐待防止の指針に基づき対策を行います。
- ②虐待の発生または、再発防止のための委員会を開催し、拘束廃止の取り組みを行い、意識の啓発、虐待発見時には、行政への通報を行い、ご利用者の安全の確保に努めていきます。

14. 身体拘束廃止に関して

- ①当施設においては、身体拘束の研修及び委員会を開催する。原則として身体拘束適正化の指針に基づき、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。
- ②身体拘束は、ご利用者の生活の自由を制限することであり、ご利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では、ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止にむけた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。
- ③サービス提供にあたっては、当該ご利用者等の生命又は、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他のご利用者の行動を制限する行為を禁止します。やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会で十分に検討を行い、ご本人、ご家族に説明し、同意を得てから行います。

15. 第三者評価について

第三者評価の実施状況

実施の有無	あり・なし	実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム アイリスコート

説明者 職名 介護支援専門員

氏名 渡邊 知行 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

(連帯保証人は、印鑑証明書を添付して下さい。)

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

(2) 建物の延べ床面積 3,337.77㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- ・短期入所生活介護： 定員10名
- ・通所介護： 定員20名

(4) 施設の周辺環境

- ・筑波学園研究都市の南西部に位置し、国道408号線とサイエンス通りに挟まれ、常磐高速道から約10分程度の交通アクセスにも恵まれた地域です。また、近隣は、農林水産省蚕糸・昆虫・農業技術研究所を始め、各種研究所があり好条件の環境下にあります。
- ・建物は、南側を正面に東西に広がり日当たり等にも配慮した住環境を確保しています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

介護支援専門員・・・契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。

生活相談員・・・契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活指導員を配置しています。（介護支援専門員兼務）

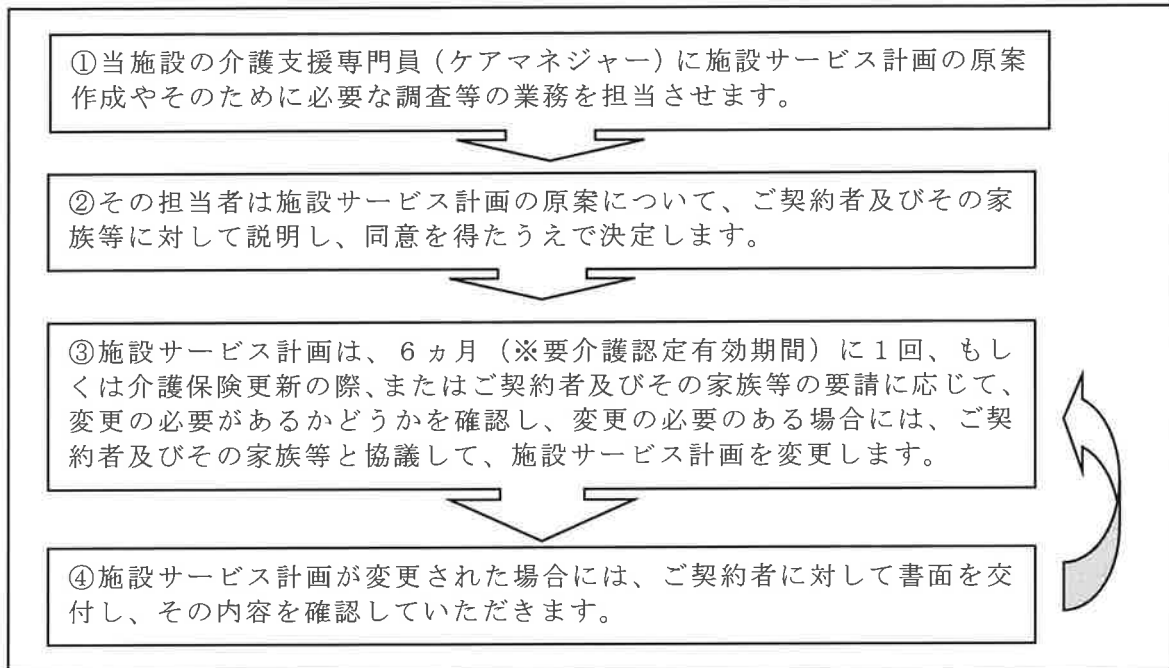
看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
2名の看護職員を配置しています。

医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

- ・居室での生活を妨げるような大型の物品
- ・果物ナイフ等危険物
- ・ペット（生物）類
- ・その他施設長が共同生活の妨げになると判断したもの。

(2) 面会

面会時間 8：30～21：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出て面会簿に記入してください。

※来訪される場合、食中毒等の発生防止のため、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前（開始日の3日前）にお申し出下さい。

但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、1日につき多床室855円/個室1,171円をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前々日までにお申し出下さい。前々日まで申し出があった場合には、重要事項説明書5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内はすべて禁煙とさせていただきます。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

